

長期収載品（後発医薬品のある先発医薬品）の選定療養について

長期収載品の選定療養とは

長期収載品の選定療養とは、令和6年の診療報酬改定により、令和6年10月1日から導入された制度で、患者さんが後発医薬品（ジェネリック医薬品）がある先発医薬品（長期収載品）を選択した場合に、その差額分を自己負担していただく仕組みです。

患者様が長期収載品を希望された際は、選定療養として自己負担が発生します。

対象となる医薬品

後発医薬品が市販されて5年以上経過した長期収載品、または後発医薬品への置換率が50%以上を超える長期収載品で、外来患者様が対象となります。在宅自己注射薬剤も対象となります。

入院患者や、医師が医療上の必要性があると判断した場合、後発医薬品の提供が困難な場合、またはバイオ医薬品については対象外となります。

負担金額

- ・長期収載品の価格と後発医薬品の最高価格帯との差額の **2分の1** となります。
- ・選定療養費は保険給付ではないため、消費税が上乗せされます。
- ・選定療養費分の自己負担額と保険給付分の自己負担額を併せてお支払いいただきます。

※ご不明、ご心配な点がございましたら、遠慮なく医師にご相談ください。

2026年6月

山北徳新会病院 院長